

羽保高第2001-1号

平成23年9月30日

市内有料老人ホーム

設置者様

羽曳野市保健福祉部保険健康室

高年介護課長

体験入居（短期利用）における居宅サービス等の利用について（通知）

平素は本市の高齢者保健福祉行政及び介護保険事業の円滑な推進にご協力いただき、ありがとうございます。

先般は、平成23年8月12日付け羽保高第1497-1号にて照会しました内容について、ご回答いただきありがとうございました。

今回の調査より、一部の施設において、体験入居（短期利用）利用中に居宅サービス等を利用するケースが見受けられました。つきましては、居宅サービスの基本的な取扱いについて改めて下記のとおり通知しますので、貴施設内で周知をお願いします。

記

1. 居宅サービス及び介護予防サービスについて

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項において、「この法律において、「訪問介護」とは、要介護者であって、居宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（第11項及び第19項において「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。）において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者」という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。」と定義されています。また、同条第3項において訪問入浴介護、同条第4項において訪問看護、同条第5項において訪問リハビリテーションの規定があり、いずれの居宅サービスにおいても、その者の居宅において又は居宅を訪問してサービスを提供すると規定されています。

また、法第8条の2第2項において、「「介護予防訪問介護」とは、要支援者であって、居宅において支援を受けるものについて、その者の居宅において、その介護予防を目的として、介護福祉士その他政令で定めるものにより、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって、厚生労働省令で

定めるものをいう（一部省略）」と定義されています。また、同条第 3 項において介護予防訪問入浴介護、同条第 4 項において介護予防訪問看護、同条第 5 項において介護予防訪問リハビリテーションの規定があり、いずれの介護予防サービスにおいても、その者の居宅において又は居宅を訪問してサービスを提供すると規定されています。

2．居宅介護サービス費の支給について

居宅介護サービス費の支給について、法第 41 条において「市町村は要介護認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所より行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用について居宅介護サービス費を支給する（一部省略）」と規定されています。また、法第 53 条において「市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたときは、当該居宅介護支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用について介護予防サービス費を支給する（一部省略）」と規定されています。

したがって、「居宅」以外において、居宅サービスを利用しても、居宅介護サービス費の支給対象にはなりません。

3．有料老人ホームにおける体験入居（短期利用）利用時の取扱について

有料老人ホームは、前記のとおり法第 8 条第 2 項において「居宅」に含むとされていますが、この規定は、要介護者が当該有料老人ホームに入居（居住）する場合の取扱いです。

要するに、居宅要介護（要支援）者が、有料老人ホームが自主事業として行う体験入居（短期利用）を利用する場合については、その者の「居宅」はあくまで、住所地である自宅又は、居住している住居のことであり、当該有料老人ホームは「施設」であって、その者の「居宅」とみなすことはできません。

したがって、有料老人ホームの体験入居（短期利用）利用中において訪問介護等の居宅サービスを利用した場合は、原則、居宅介護サービス費の支給対象とならず、自費扱いとなるものです。

以上

お問い合わせ

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課
事業者支援担当

072 - 958 - 1111 内線1390

Fax 072 - 950 - 2536

E-mail kounenkaigo@city.habikino.lg.jp